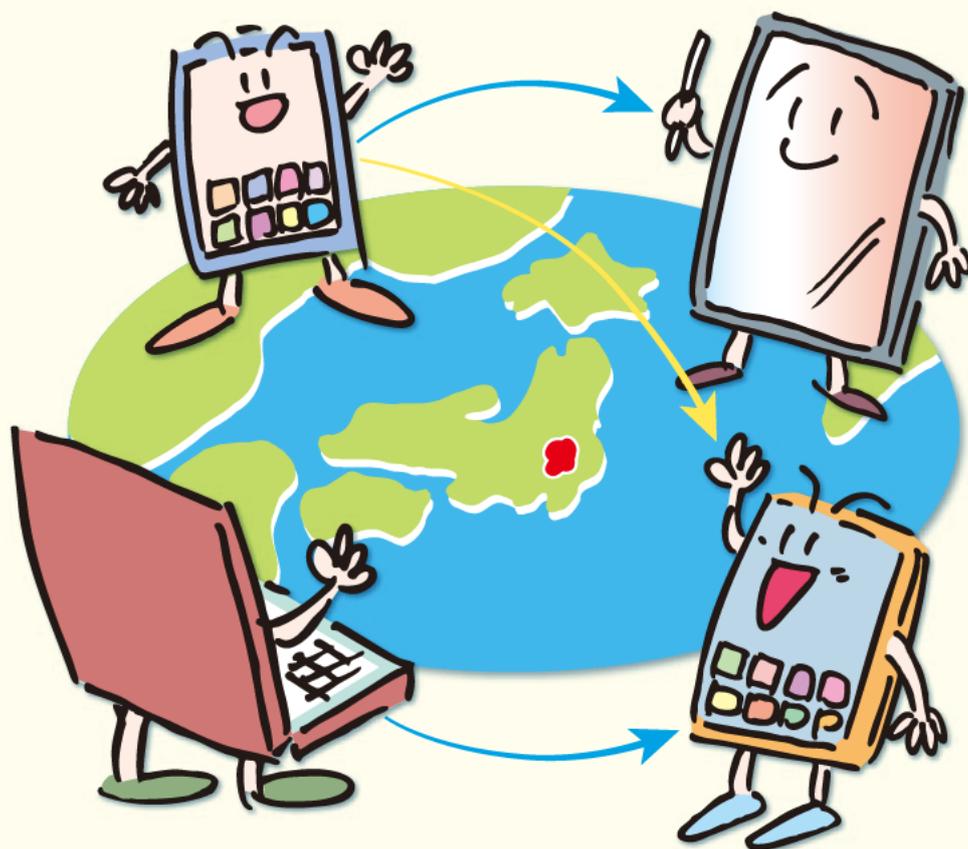


情報モラル指導資料

ネットトラブル事例と その予防



平成28年7月

栃木県教育委員会

はじめに

昨今の急速な情報通信機器の発達により、私たちは、いつでもどこでも簡単に情報を入手できるだけでなく、文字や写真、動画を世界に向けて自由に発信できるようになりました。しかし、利便性が高まった一方で、例えば、インターネットを通して児童生徒が犯罪に巻き込まれ被害に遭ってしまったり、児童生徒自らがインターネット上に不適切な情報を発信し加害者になってしまったりするなど、様々な問題が発生していることも事実です。

県教育委員会では、平成23年2月に各教科や道徳、学級活動といった指導場面において、情報モラルの育成に向けた指導を具体的に実践するための参考資料『情報モラル育成資料集』を作成・配布し、ネットトラブルの未然防止に努めて参りました。

しかし、日々変化している情報社会において、児童生徒が関係するネットトラブルは、年々増加傾向にあり、内容も複雑化・多様化しています。この状況に対応するためには、ネットトラブルの現状を把握し、その対策に取り組むとともに、情報モラル教育をこれまで以上に推進していくことが必要です。

そこで、この度、情報モラル指導資料『ネットトラブル事例とその予防』を作成いたしました。本資料では、近年、本県において発生した児童生徒のネットトラブルに関する事例を収集・分析し、その結果を示した上で、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度の育成に向けた指導資料や、児童生徒が主体となったネットトラブルの未然防止の取組などを掲載いたしました。

本資料の活用を通して、各学校における情報モラル育成に向けた取組の更なる充実が図られますようお願い申し上げます。

平成28年7月

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

目 次

1 本書の活用にあたって…………… 1

- (1) 情報モラル教育について
- (2) 本書の概要

2 児童生徒を取り巻くネット環境…………… 5

- (1) ネットワークにつながる端末について
- (2) SNS について
 - ① SNS とは
 - ② SNS の機能
 - ③ 利用規約
 - ④ SNS 等新規サービスチェックリスト
- (3) 写真・動画の危険性
 - ① 位置情報
 - ② 顔写真
- (4) プリペイドカード(電子マネー)

3 ネットトラブル事例…………… 13

- 【事例 1】 不適切な情報発信
- 【事例 2】 誹謗中傷
- 【事例 3】 コミュニケーショントラブル
- 【事例 4】 脅迫
- 【事例 5】 ネットいじめ
- 【事例 6】 誘い出し・つきまとい
- 【事例 7】 なりすまし・詐欺
- 【事例 8】 ネット依存
- 【事例 9】 チェーンメール
- 【事例 10】 高額請求

4 未然防止のための指導資料…………… 34

- 小学校 1～3 年で使える指導資料①, ②
- 小学校 4～6 年で使える指導資料①, ②
- 中学校で使える指導資料①～③
- 高等学校で使える指導資料①, ②

5 児童生徒が主体となった未然防止の取組…………… 64

- 那須塩原市立日新中学校区の取組
- 栃木県立鹿沼東高等学校の取組

6 トラブルへの対応…………… 68

参考文献…………… 70

1 本書の活用に当たって

(1) 情報モラル教育について

パソコンやスマートフォン、携帯ゲーム機等の進歩や、通信回線の高速化、LINEやTwitter等のSNSのようなインターネット上のサービスの充実により、私たちの生活は非常に便利になってきました。全世界の情報を素早く取得したり、本やDVDなどの商品をインターネットを通じて買ったりすることができます。また、インターネットを利用して、自宅にいながら授業を受けたり、英会話や資格取得のための学習コースを利用したりして学ぶこともできます。さらに、自分で調べたことや趣味の内容を発信したり、インターネットオークションに出品したりするなど、自分で情報を発信することもできます。

このように、インターネットは日常生活や学習に役立つ一方で、その利用に際し、様々なトラブルも発生しています。その解消には、フィルタリングソフトの導入促進などの技術的対策を講じるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが大きな役割を果たします。学習指導要領では総則において、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが明記されており、『栃木県教育振興基本計画2020 一教育ビジョンとちぎ一』でも、基本施策「1 確かな学びを育む教育の充実」の(3) 情報活用能力の育成として、児童生徒の情報モラルの醸成及び教員の情報モラル指導力の向上が示され、さらに、基本施策「2 豊かな心を育む教育の充実」の(4) 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実の中でも、情報モラル教育の推進が示されています。

情報モラル教育自体は、近年その必要性が求められるようになったものですが、根底には道徳教育や人権教育があります。自他を大切にすることを養い、社会規範を身に付けさせることが、情報モラル教育に繋がるのです。

図1-1は、『平成28年度 人権教育推進の手引』で示されている人権教育推進の三つの内容です。

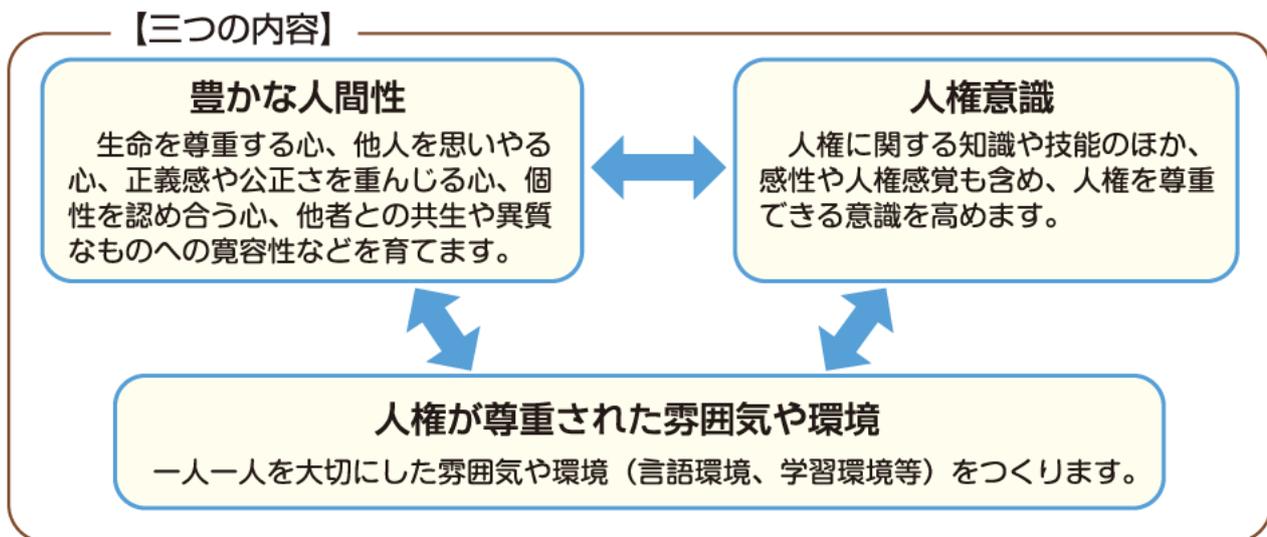


図1-1 人権教育推進の三つの内容
(平成28年度人権教育推進の手引(栃木県教育委員会))

ここで、それぞれの内容が情報モラル教育に繋がる理由を例とともに示します。

○人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

インターネット上における嫌がらせは、他人から見えにくいため攻撃性が高まる可能性があります。人権が尊重された雰囲気や人権に配慮した言語環境・学習環境を整えることで、他者を傷付けるような発言や行為は少なくなります。

○豊かな人間性に関すること

匿名性の高いインターネット上では、投稿者の氏名を明かさずに不適切な情報発信をすることが容易にできてしまいます。他人を思いやる心や正義感、公正さを重んじる心を育成することで、不適切な情報発信をすることを防ぎます。

○人権意識に関すること

あるサイト上で、誰かが誹謗中傷されているのを見て「嫌な気持ちになる」という感覚は人権感覚です。人権感覚を磨くことにより誹謗中傷をさらに助長するようなことがなくなります。

特に「人権意識」については、児童生徒の発達の段階に即して「様々な人権問題」を扱うことになっており、その一つに「インターネットによる人権侵害」があります。ネットトラブルという、自分たちの日常に存在する人権問題に自分の問題として向き合うことにより、他の問題に直面したときにも、人権的な視点で問題を捉えることができるようになります。すなわち、情報モラル教育を通じて人権教育の目標を達成するという側面もあります。

しかし、ネットトラブルが新しい問題であることは確かです。他の人権問題にはないネットトラブル特有の現象もあり、インターネットの特性を踏まえた対応も求められます。よって、インターネットの情報の持つ即時性や発信の手軽さを考えれば、児童生徒が「インターネットによる人権侵害」についての知識・理解を深めることは重要となります。

その意味で、「3 ネットトラブル事例」で取り上げる事例の内容を教職員がよく理解し、これらの内容を児童生徒にも理解させることが大切になります。普段から、児童生徒や保護者が教職員に気軽に相談できるような体制を整えておくことも重要となります。どのような児童生徒でもネットトラブルの加害者や被害者になることを想定し、困ったことがあったら教職員にすぐに相談するように伝えておくこと、また、教職員間で迅速に情報を共有するような体制を整えておくことが必要です。

(2) 本書の概要

本書は、児童生徒が情報社会で安全に生活するために、教職員が知っておくべき内容をまとめたものです。

「2 児童生徒を取り巻くネット環境」では、インターネットの特性と、現在、インターネットの代表的なサービスであるSNSについての知識をまとめました。

「3 ネットトラブル事例」では、ネットトラブルの代表的な事例を示しました。これらは、平成26年度に本県公立学校の児童生徒が関係したネットトラブルの内容別発生割合（図1-2）のうち、値が高かった10の内容に関する事例について掲載しました。ただし、これらは学校で把握できた事例のみを集計したものになります。よって、基本的には家庭内の問題である「ネット依存」は1.3%と少ない割合ですが、実際の割合は多いものと思われます。

「4 未然防止のための指導資料」では、学級活動やホームルーム活動等で使える指導資料を掲載しました。児童生徒の実態に合わせて、活用できるように指導例やワークシート例を掲載しました。

「5 児童生徒が主体となった未然防止の取組」では、情報機器の使用に関するルールやマナーについて、児童生徒が主体となって取り組んでいる事例を掲載しました。



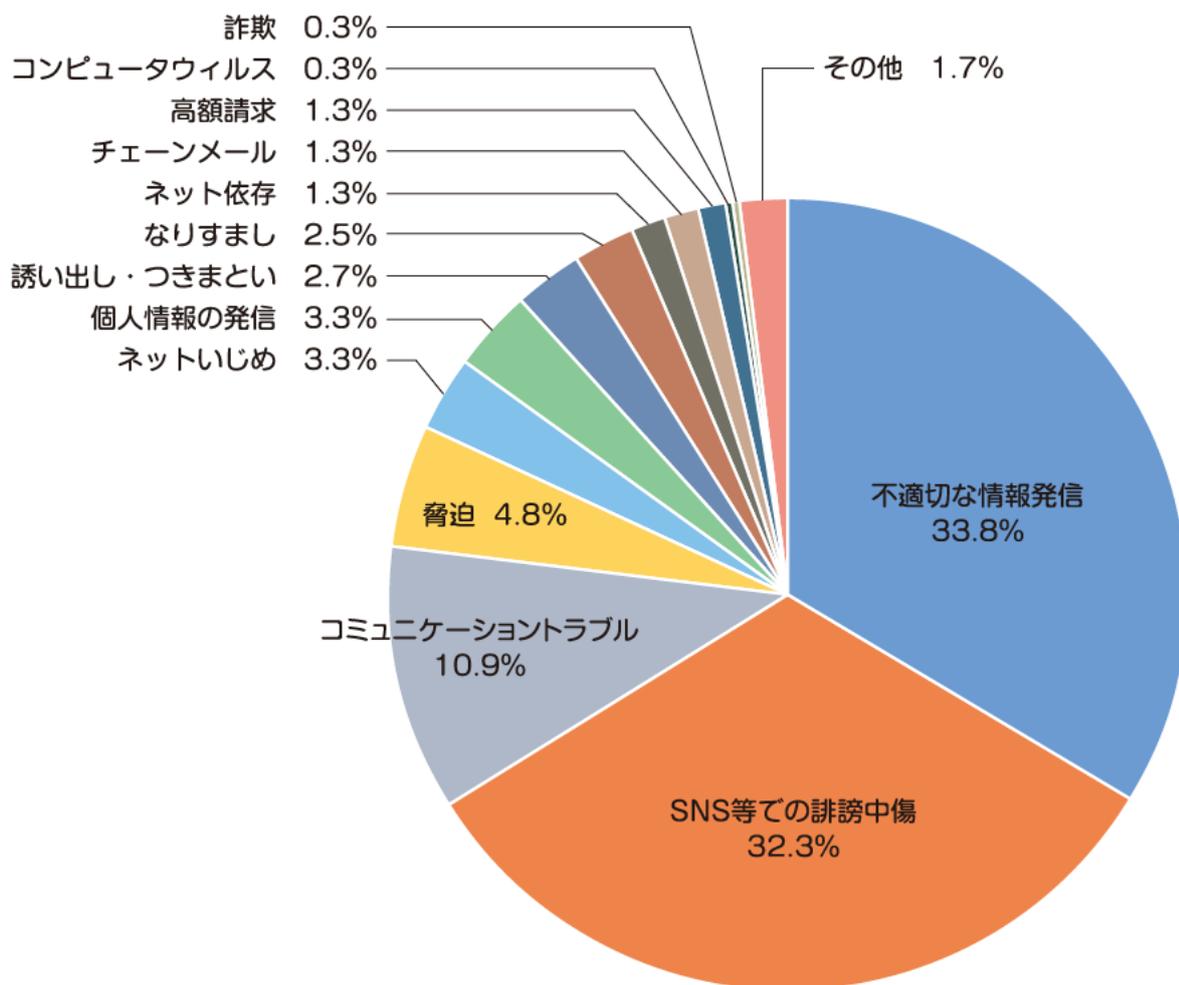


図1-2 平成26年度に本県公立学校の児童生徒が関係したネットトラブルの内容別発生割合

子どもたちを情報社会の危険から守るためには、まず、教職員が事例の内容をよく理解することが大切です。これらの内容を児童生徒にも理解させ、さらに、安全に利用するためのルールやマナーについて継続的に指導していくことが大切です。情報機器等を悪用した犯罪が起きていますが、情報機器やメディアの特質を理解していれば犯罪に巻き込まれる危険が少なくなります。

